平成 25 年 5 月 8 日

各　　位

会 社 名　日 本 特 殊 陶 業 株 式 会 社
代 表 者　取締役社長　尾　堂　真　一
（コード番号　5334　東証・名証第１部）
問合せ先　総務部長　　加　藤　正　史
ＴＥＬ（052）872-5915

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

社外取締役に期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるとともに、適切な人材の招聘を容易とするために、会社法第 427 条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するとともに、定款第 29 条以下を１条ずつ繰り下げるために所要の変更を行うものであります。

また、定款第 28 条の新設に伴い、内容の整合性をはかるため、現行定款第 35 条（社外監査役の責任免除）の修正を行うものであります。

なお、第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定時株主総会開催日　：平成 25 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日：平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以上

＜別　紙＞

（下線は変更部分を示します）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第１条～第 27 条　（条文省略） | 第１条～第 27 条（現行どおり） |
| （新　　設） | （社外取締役の責任免除）<br>第 28 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第 28 条～第 34 条　（条文省略） | 第 29 条～第 35 条　（現行どおり） |
| （社外監査役の責任免除）<br>第 35 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | （社外監査役の責任免除）<br>第 36 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第 36 条～第 39 条　（条文省略） | 第 37 条～第 40 条　（現行どおり） |